

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成30年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 山 田 一 仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 岡 崎 利 久
(宿毛市議会議長)

目 次

東日本大震災からの復旧・復興	1
【第94回定期総会会長提出議決事項】	
東日本大震災からの早期復旧・復興について	4
【第94回定期総会東北部会提出議決事項】	
原子力発電所事故災害への対応について	9
【第94回定期総会東北部会提出議決事項】	

東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災の発生から 7 年以上が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、除染による除去土壌の中間貯蔵施設への搬入や風評対策等、解決すべき困難な課題が山積している。

このような中、国は、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望をより一層丁寧に酌み取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を確保した上で、復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。

また、平成 28 年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度の拡充、災害援護資金貸付制度の柔軟な運用、被災者支援総合交付金による長期的支援など各種支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (2) 原木シイタケをはじめ食品に係る出荷規制の早期解除に向けた取組や諸外国における輸入規制措置の撤廃に向けた更なる取組、有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を十分に確保するとともに、同計画に基づき実施するフォローアップ除染に対して、必要な支援を講じるなど、除染作業の更なる加速化を図るための万全の措置を講じること。
- (4) 自宅等の現場や仮置場で一時保管している除染土壌等を早急に搬出できるよう、中間貯蔵施設の整備を強力に推進するとともに、積込場への国有地の提供を含め、地域の実情に応じた財政措置を講じるなど国が責任をもってあらゆる支援を行うこと。

- (5) 汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取組について、確実な安全対策を講じた上で万全な作業に取り組み、住民に対し迅速で分かりやすい情報提供を行うとともに、福島県内の原子力発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し引き続き強く求めること。
- (6) 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (7) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通網等のインフラの整備について、整備促進を図るなど必要な措置を講じること。
- (8) 原子力発電所事故の発生に伴う損害について、風評被害も含め適切で迅速な賠償が行われるよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (9) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。

東日本大震災からの早期復旧・復興について

東日本大震災の発生から 7 年以上が経過し、被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、解決すべき課題が数多く山積しております。

国においては、発災以来、国難とも言うべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の支援策が実施されておりますが、対処すべき課題も山積みの状況にあり、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望を丁寧に酌み取り、迅速かつ柔軟な対応を講ずることが重要であります。

つきましては、被災地全体の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

また、平成 28 年度より復興交付金事業（効果促進事業）を初めとした一部の復興関連事業に地方負担が生じているが、引き続き地方負担額を最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税について、市町村長が行った固定資産の減免に対し、所要の措置（震災復興特別交付税による財政支援）の継続を図ること。
- (3) グループ化補助金を活用し本設再建を目指す事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、平成 30 年度以降の制度継続を早期に明示して頂くとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を講じること。

- (4) 防災集団移転促進事業において進めている買い取りの被災跡地を活用したまちづくりについては、土地の集約や他の復興事業との調整など、今後においても相当の期間を要すると思われることから、「復興・創生期間」における被災（移転）跡地の利活用に係る予算枠を確保すること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 借受人の生活状況に合わせ、自治体が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する支払猶予を適用し、借受人の自治体に対する償還期間の延長を認める場合には、国も自治体の国に対する償還期間を延長すること。

また、自治体が法令に基づき貸付金に係る債権を免除する場合には、国も自治体への債権を免除すること。免除できないものがある場合には、その要件を法令等で明示すること。

さらに、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令に規定する「無資力又はこれに近い状態」を具体的に明示すること。

あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (4) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、更なる制度の拡充・弾力化を図ること。
- (5) 被災者支援総合交付金で実施している心のケア等の事業について、被災者の健康保持のため、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進する必要があることから、交付期間を延長すること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。
- (2) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (3) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の継続や予算枠の拡大、当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。
- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金において、基金の積み増しを行うとともに、本補助制度の期間を制度創設から10年間とすること。

4 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の増加が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を

講じること。

- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 介護保険制度について、財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 介護保険の給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう使途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

7 今後の防災対策等

大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。

また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設を計画しているが、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

原子力発電所事故災害への対応について

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から 7 年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興の取組を鋭意進めておりますが、除染による除去土壌の中間貯蔵施設への搬入、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興の加速に向けた取組と財政支援について

- (1) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の観光業、商工業、サービス業などのあらゆる業種、事業者等に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払拭するための取組を強化・継続すること。

また、国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。

- (2) 原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要であることから、観光地のハード整備経費及び観光施策の人的支援など各種施策に要する費用について財政措置を講じること。

- (3) 除染を必要とする全ての地域が東京電力福島第一原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原子力災害に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- (4) 原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び新たな工業団地の整備に際し必要となる造成工事やアクセス道路の整備費用等に係る財政措置を講じること。
- (5) 東京電力福島第一原子力発電所事故以降、全国有数のシイタケ原木生産地であった福島県の原木生産量は、現在では事故前の1割程度に減少していることから、国と県が責任を持って、福島県内に未だ残る原木シイタケ（露地栽培）の出荷制限の早期解除に向けた取組を推進すること。
- (6) 原木シイタケ（露地栽培）の出荷制限解除後は、個別に原木を破壊せず放射性セシウム濃度の全量検査を行うため、国と県が責任を持ってシイタケ原木の放射性物質非破壊検査装置を設置し、生産者が安心して原木生産できる体制を確立すること。
また、原木シイタケ産地の再生のための生産者の立場に立った各種助成制度の拡充など、総合的な再建支援制度を継続すること。
- (7) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、捕獲事業による埋立処分場所が不足していることから、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制を整備すること。
- (8) 東京電力福島第一原子力発電所事故以降、福島県産農産物は米の全量全袋検査や農産物モニタリング検査の継続実施に加え、福島県による国内外に向けた徹底した情報発信が行われているものの、未だ輸入規制を実施している諸外国があることから、国においては、輸入規制措置の撤廃に向け、安全性への理解が得られるよう更に取組を強化すること。

- (9) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

2 除染の推進・汚染廃棄物等の処理について

- (1) 被災市町村が策定した法定計画である除染実施計画を遅滞なくかつ確実に推進するため、面的な除染終了後も引き続き、除染対策事業交付金の財源を十分に確保すること。

- (2) 被災市町村が除染実施計画にもとづき実施するフォローアップ除染に対して、必要な支援を講じること。

また、フォローアップ除染は実施まで非常に期間を要することから、協議を簡素化するなど市町村による迅速なフォローアップ除染の実施を認めること。

- (3) 道路側溝に長期間堆積している除染対象外の土砂については、空間線量率に関わらず、撤去・処理の対応方針が示されたが、8,000Bq/kg以下の廃棄物について、市町村が最終処分場や仮置場を確保するために必要となる財政的支援や、住民の十分な理解が得られるように協力すること。

- (4) 山林や農地の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。

- (5) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続すること。また、農林業系汚染廃棄物の適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。

3 中間貯蔵施設の早期完成と除染土壌等の早期搬出について

- (1) 自宅等の現場や仮置場で一時保管している除染土壌を早急に搬出できるよう、国は県と連携して中間貯蔵施設の用地確保と早期整備を強力に推進するとともに、安全かつ迅速な搬出を行うため、自治体間の十分な調整を図ること。また、保管場所か

- ら生じる現場発生材についても国が責任をもって処分を行うこと。
- (2) 除去土壌等の輸送のピークを見据え、積込場への国有地の提供を含め、地域の実情に応じた財政措置を講じる等、あらゆる支援を行うこと。
 - (3) 除染土壌等に関する市町村毎の平成30年度以降の搬出可能量と年次計画及び放射性物質汚染廃棄物に関する最終処分までの計画を示すこと。

4 原発廃炉に向けた取組について

汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取組については、確実な安全対策を講じたうえで、万全な作業に取り組むとともに、住民に対して迅速で分かりやすい情報提供を行い、国内外の不安の解消に努めるよう、また、東北の早期復興を着実なものとするため、東京電力福島第二原子力発電所を含め、福島県内の原子力発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に引き続き強く求めること。

5 健康管理体制の充実について

- (1) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。
- (2) 福島県の県民健康調査における甲状腺がん検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめにおいては、原発事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係を検証すること。

6 道路交通網等のインフラ整備について

- (1) 常磐自動車道は、原発廃炉作業や中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出の本格化に伴う交通量の増加により渋滞が見込まれ、さらなる拡充・強化を図る必要があることから、早期の全線4

車線化を実現すること。

また、常磐自動車道は、福島県浜通り地方の復興・再生のために極めて重要な路線であることから、アクセス向上や沿線自治体の復旧・復興加速化に資するため、国費により南相馬市小高区内に復興インターチェンジを設置すること。

- (2) 県道12号原町川俣線及び県道34号相馬浪江線については、交通量増加による渋滞や事故が多発していることに加え、除染作業で発生した除去土壌等を中間貯蔵施設へ輸送するルートにも予定されていることから、交通渋滞緩和や地域住民等の安全確保を図るため、早急に整備すること。
- (3) 相馬福島道路が全線開通し、常磐自動車道と接続することにより、物流や人々の交流が盛んになることが予想され、南東北地方の被災地の早期復旧・復興と、産業・経済の発展のためには、これらの高速道路と重要港湾相馬港に繋がる一般国道6号相馬バイパスを結ぶアクセス道路の整備が急務と考えられることから、一般国道115号の常磐自動車道相馬インターチェンジから県道相馬新地線までの区間の4車線化について、一日も早い開通を図るとともに、県道相馬新地線から一般国道6号相馬バイパスまでの区間の一般国道115号についても、早期に4車線化に着手すること。
- (4) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域において、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設の整備を実施する場合、その事業に要する費用は全て国が負担すること。

7 原子力損害賠償の確実な実施について

- (1) 事業停止や風評による損害、住民や企業が自ら行った除染費用など、個人・法人及び自治体が被った原発事故に起因する全ての損害に対する適切で迅速な賠償を行うとともに、自治体における市税等の減収についても全額を賠償するよう、国が東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。
- (2) 農林業の賠償については、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえ賠償基準等を策定するとともに、農林水産業に係る営業損害については、依然として風評被害が発生している状況を

踏まえ、十分な賠償を確実に継続すること。

また、商工業等に係る営業損害の一括賠償については、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係の確認において、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用することなど、簡易な手法で柔軟に行なうとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応するよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。

- (3) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについては、被害者の個別具体的な事情をしっかりと確認し、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、手続き等の簡素化を図り、被害者の負担を軽減するよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。
- (4) 地方公共団体に係る損害賠償請求については、迅速かつ確実に賠償が行われるよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。
- (5) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針において賠償の基準として明確に盛り込むこと。
- (6) 各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償とし、迅速に対応するよう国が東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

8 被災者支援について

- (1) 住民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置を継続すること。

また、避難指示区域等に指定されている地域と指定されていない地域が混在している市においては、全ての避難者が無料化措置を受けられるよう、対象範囲を拡大すること。

- (2) 避難指示等の対象地域における国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除を継続するとともに、避難指示等の対象地域の区分けによらない同一市域内全域の減免・免除

に向けたさらなる拡充を行うこと。

- (3) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため行う放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。さらに、地域住民が行う復興・再生へ向けた自主事業に対する財政支援を行うこと。
- (4) 自主避難者の帰還に伴う生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。